

↳ 源泉徴収関係書類の電子提出

Q : 今年度の税制改正で、源泉徴収関係の書類も電子化されると聞きました。どのようなになるのですか？

A : 平成19年7月1日以後に提出する源泉徴収関係書類に適用されます。

【解説】

給与所得者は、次の源泉徴収関係書類を給与支払者を経由して、所轄税務署長に提出することになっていますが、今年の7月1日以後に提出する分からは、所轄税務署長の承認を受けることによって、これまでの書面による提出から電磁的方法による方法に変更することが認められることとされました。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ④ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑥ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

なお、給与所得者が源泉徴収関係書類にする押印は、次のいずれかの方法によって、押印に代えることができるとされています。

- ① 給与所得者が、申告書情報に電子署名をし、その電子署名に係る電子証明書とともに給与支払者に送信する方法
- ② 給与所得者が、給与支払者から通知を受けたIDとパスワードを使って、その給与支払者に申告書情報を送信する方法

